# 【事案Ⅲ-5】自然災害共済金請求

· 2019 年 11 月 6 日 裁定終了

# <事案の概要>

2017年2月の大雪による自宅の屋根の一部および雨樋の損壊について、被申立人が 経年劣化によるものとして、少額の共済金が支払われたことに対して、損害額の認定 を不服として、裁定の申立てがあったもの。

## <申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は損害修繕見積額 1,317,600 円を損害額として約款・事業規約に従って、 自然災害共済金を支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

2017年2月の大雪による自宅の屋根の一部および雨樋が損壊し、自然災害共済金を請求したところ、被申立人は、屋根および雨樋の損害は経年劣化によるもので、劣化による損傷を放置したために被害が拡大したものであるとの判断により、少額の共済金しか支払がなかった。被申立人の判断には不服である。

# く共済団体の主張>

- 1. 申立ての趣旨に対する答弁 申立人の請求は認められない、とする判断を求める。
- 2. 申立ての理由に対する答弁

本件の損害が、約款・事業規約の規定における損害の定義に該当するかどうかを判断するため、損害調査会社へ現地立会調査を依頼し、「損害調査報告書」の見解を得た。被申立人は、当該報告書の査定損害額523,076円を妥当と判断し、これに基づいた共済金404,429円の支払を可と判断する。

## <裁定の概要>

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

被申立人が主張する査定損害額は、各種の客観的資料や第三者の見解を踏まえた もので、関連業界における一般的・標準的基準を参考として算定されており、さらに 審議会より第三者機関に求めた意見書の見解と矛盾するものではないので、妥当な額 と判断する。